資料１

令和８年度支障除去等に対する支援のあり方検討会設置要綱

１．設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の平成９年改正により、平成 10 年６月 17 日以降に発生した不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに設置された基金（以下、「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設された。

今般、基金を取り巻く状況に変化が生じていることから、今後の支援のあり方を検討する必要が生じたため、本検討会を設置する。

２．委員構成

別紙のとおり。

３．座長

座長は、委員の互選により決定する。

４．事務局

事務局は、環境省環境再生・資源循環局不法投棄原状回復事業対策室とする。

５．検討内容の公開等

検討会資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。

６．検討スケジュール（予定）

令和９年３月の報告書取りまとめを目指し、概ね１～２ヶ月に１回、検討会を開催する。

（別紙）

委員名簿（五十音順、敬称略）

赤渕　芳宏	明治学院大学　法学部　消費情報環境法学科　教授
石田　信夫	（一社）全国建設業協会　常務理事
岩田　元一	（公財）産業廃棄物処理事業振興財団　専務理事
大塚　　直	早稲田大学　大学院　法務研究科　教授
小澤　　浩	山梨県　森林環境部長
佐藤　弘之	三重県　環境生活部　環境共生局長
鈴木　道夫	橋元綜合法律事務所　弁護士
関　荘一郎	（公財）日本産業廃棄物処理振興センター　理事長
竹内　康樹	埼玉県　環境部長
冨樫　　誉	全国知事会　調査第三部長
新美　育文	明治大学　名誉教授 （公財）日本環境協会　理事長
室石　泰弘	（公社）全国産業資源循環連合会　専務理事
吉岡　健一郎	（一社）日本建設業連合会　常務執行役